



Title	フランス法学・文化との交流・協力の歩みについて
Author(s)	深瀬, 忠一
Citation	北大法学論集, 51(5), 213-233
Issue Date	2001-01-17
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/15047
Type	bulletin (article)
File Information	51(5)_p213-233.pdf



[Instructions for use](#)

フランス法学・文化との交流・協力の歩みについて

深瀬 忠一

前置き

（以下は、二〇〇〇年八月五日、共同研究会「欧州統合の下でのフランス憲法構造の変容の研究」（日本学術振興会研究助成、代表・中村睦男教授司会）において行った報告「フランス法学・文化との交流・協力を努めた五〇年」に若干の加筆修正を加えたものである）。

今日の私のお話しは、「気軽に、大まかに、非公式の裏話」でよいとのことです。日仏憲法学の発展を担われる若い皆様に、このような親しい御話しをする機会を与えられましたことを、真に幸いかつ光栄に存じます。

私は、明治開国・近代化の時代の「軍事大国」化の破滅と原

爆の被災を体験（見）した後、日本国憲法の制定施行、東西冷戦下の戦争と軍事化の試練と取り組んで来たが、この国が「経済大国」化したものの、東西両極冷戦構造の崩壊後の世紀末の矛盾と停滞と頹廢の暗雲に包まれている中で、とくに日仏法・文化の研究教育の交流・協力を努めて約五〇年になる世代の一人です。

単なる回顧ではなく、最近の世界大会の私の経験に基づく話題から始め（A）、B. でフランス語で書いた著書・文献について語り、C. で日本語で書いたフランス憲法について問題を提起し、D. でそれらが永続的組織につながったこと、E. でヨーロッパ連合と恒久世界平和の構築にかかわる提言と課題について考えるところを―A. B. C. D. E. の―五つの柱に大別して、お話を進めたいと思います。

A. 一九九五年国際憲法学会第四回世界大会 『Rapport Général』の体験より

a. 既にお手元に配布されている *Constitutions et*

paix entre les États と同じく総括報告書 (R.G. と略。Association

Internationale de Droit Constitutionnel, Quatrième Congrès mondial

(Tokyo), "Cinquante ans de constitutionnalisme, Réalité et perspectives (1945-1995), Ed. Thomas FLEINER, Institut du Fédéralisme, Fribourg, Suisse, 1999, p.87-176.) は、敢えてフランス語で書きました。そして本番での約二〇分の口頭報告では二〇〇人の世界の学者のうち二〇％位にしか理解されず討論もあまりなく、モノローグのように感じました。英語なら九〇％は反応してくれたであろう。そこで、「今や英語が世界で（實際上）通用する時代」に、なぜフランス語（法、文化）かと問い直さざるを得なかった。第二次世界大戦後、私は、米ソの二超大国のどちらにも属せず人類普遍の世界平和を堂々と論じ得るのは、米語でもロシア語でもないフランス語しかないと思ったことは基本的に正しいところがあったのではないかと思うのですが、大きな修正を要すると思う。全人類・世界に普遍的に妥当する文化的言語としてフランス語の意義がのこると思うからです。拙稿

(R.G. p. 175) が引用する V. Hugo や R. Cassin の詩や演説はフランス語でしか真意を表わせないのではないか（米語だけが世界語ではない）と思うのですが。しかし世界の憲法全体にわたる条文集ですら、英語しかないのが現実です。

b. また、皆様は、今後世界大会の議長や rapporte-

ur général をやられると思いますが、各国別の報告書が提出されなかったり（私の場合フランス、イタリアなど）、議長（ポルトガルのダコスタ教授）と総括報告者（三〇分前に始めて会った）との事前打ち合わせができなかったり（出来れば事前準備会による論点の整理と噛み合った討議や時間配分などの打ち合わせが望ましい）、甚だ討議の準備が不足であった。しかし、既に出版されていた私のフランス語の本（資料（1）2、4、）が読まれ、世界大会で思いがけぬ学問的親交が結ばれる例もあること（マケドニアのスカリク教授）などを知った。

B. フランス語の講演・講義、論文・著書よ

り

（後掲資料（1）リスト参照）

a. その集約として出来た本（共著）が、2. である（1984. フランス憲法研究を志してから三〇年、パリ留学時代の最初の講演（3.）以来二五年後の事だった）。

この本は、一九八四年の出版であるが、一九七七年にパリ第二大学の professeur associé（客員教授）として招かれ（R. Duroy 教授が一九七六年に来日講演・調査）、私が前期、

樋口さんが後期の講義を担当した講義案を基に二人で書いた（Noda, Introduction au droit japonais, 1966' の憲法編となった）。

フランスや欧米の法学者にも理解してもらえよう、重要な憲法問題をまとめた日本憲法文明論を残しておこうとした。大石真さんの詳細な日本語の紹介（法律時報一九八四年一〇月）に感謝している（平和主義の章は最も苦労したが「たゆたい」だけでなく、理想と現実の複雑な矛盾の実証的解明と同時に「核・宇宙時代」の人類普遍の理念に向かう立憲平和主義の強靱なバックボーンを通したつもりである。J. Robert が Preface を書いてくれ、R. Goy がフランス語の形式・内容について全部目を通して助けて呉れた。P. Gaudemet（一九六九年来日）の見事な紹介・書評が（RDP, 1985, no. 3; R. G. p.171）、この本全体の基調と真意を把握して呉れたことに感謝している。（あの厳しい野田先生がこの本だけは、事のほかほめて喜んで下さった）。

また、一九九五年の世界大会報告書（R. G.）に、日本立憲民主平和主義の（現代世界の比較憲法学的概観の視野の中で）理念と実態の正・負の両面を（日本の法学の最も優れた学説の成果を取り入れて）明らかにしようとしたが（マケドニア語の全訳文献が出版された、一九九八）、国際的に一定の理解をえたと思うが、説得力ある責めを果たし得たか再検討すべきと

料 思う。是非忌憚のない意見や批判を承りたい。

資
b. 年代的経緯と体験。

3. が、最初の渡仏留学（二年）で、一九五九年パリ大学比較法研究所 *II. Pigeu* 所長に頼まれてやった最初のフランス語の講演の印刷（他に例なく）で、大変なつかしい。そのきっかけは、「あなたから来る手紙のフランス語は完全である、講演も出来るに違いない」と言うものであったが、即座に引き受けた。それもそのはず、パリ留学の宿泊の「大学都市の日本館」で私は志願してフランス人大学院生と同室してもらい、起居を共にし、私から郵送するフランス語の重要な手紙は全て彼の検閲を経ていたし、機会があればフランス人に日本の紹介をしたいと狙って居たからである。

4. は、パリ大学法学部の私の恩師 *G. Vedel* 先生（後述）とお宅で話して居るとき、「砂川事件」が話題となり非常に興味を示され、論文を送って呉れと言われたので承知して、日本に帰ってから一年後に（夜寝る時間を減らして）書き上げ、日本国憲法の平和主義の理論と現実の総体にまとめ五〇数ページの大論文にして送っておいたものが、ほぼ全部 *R.D.P.* の巻頭論文に乗せて呉れた。後に、*J. Robert* が日本に来て初めて会っ

た時、私に向かつて「あれはお前が自分で書いたの？（*impeccable* だ）」と質問したのでびっくりしたことがある。

「勿論私が自分で書いた。ただし最後に *Mathide Ohguro* 夫人（*merveilleusement écrit* と云って呉れたが）にフランス語の細部を部分的に直してもらった所はある。」と答えた。またその後、思いつけずイタリヤの国際法学者 *Caecus* がこの論文をすれば活用して居ることを知って（*R. G. p. 154, note (112)*）、学者冥利を感じた。私自身この論文以来、とれだけ進歩したか忸怩たるものがある。

5. は、パリ大学法学部でやった講演を、（第一大学でも）講義して呉れないかと *Conac* 教授に打診されたが忙しくて行けなかった。「*revolte étudiante*」の最中であつた。*RDP* が載せ、*Colliard (Dr.)* の本（「首相論」）などが参照して居た。

6. パリ大学（客員教授期）比較法研究所での公開講演。*His causa* を戴いたと云（*B. Jeanneau, P. Couvrat* 教授らに負う）のお礼の記念講演。これからの長い日仏文化相互理解・協力研究の深化の第一歩として、古代日本憲法史の原典（聖徳太子の一七条の憲法）の今に生さる文化的遺産の正負の意義を論じた講演。*A. Tunc* 先生が *RIDC* に載せてくれた。

8. AIDCの第二回世界大会(パリ、エクス)での部会(リュクサンプール)議長(私)と総括報告者(Y. Janki、フィンランド)の事前協議がうまくいった思い出がある。

9. 一九八八年秋の日仏法学共同シンポジウムでの日本側の「憲法」報告。ちょうどその年六・七月に、私は外科の大手術・入院を余儀なくせられ治っていなかったので、取り敢えず報告書本文だけを出し、本番で注を全部埋めて報告した。『Festschrift』教授が、「注が全部出た」と私に満足げに語ったのが忘れられない。一切誰にも弁解しなかったが、札幌に帰ってまた二カ月の再入院・手術を余儀なくされた。

10. 一九八九年、フランス革命二〇〇年記念の年の秋、マルセイユ総領事官崎孝氏の「日本年」行事の一環として、エークス・マルセイユ大学、グルノーブル大学で行った講演で「今日の日本の伝統と平和」を論じた。日本にたいするエークスでの大きな親しい関心は(デバシユ前学長夫妻など非常にほめてくれた。若い Th. Renoux 教授を知る)、グルノーブルにはなかった。

11、12、13は、旧くして変わらぬフランスの親友の「退官ないし追悼記念論文集」への、寄稿論文である。日本の近代から現代にかけて、歴史的理解を深めることが出来るような視点を持って書き続けたいと思つて居る。

14. RIDCに載った範囲でのフランス語の日本法研究文献が集められて居るが、従来日本の法学界に於いて重視されてこなかった外国語(英・仏語など)で日本法・文化を紹介し研究・討論する相互理解・協力を進めることは、ますます必要となるであろう(Y. Tsuboi: ベトナム政治史仏語文献書評、日仏法学一五号参照)。拙い、継続的な私の学問的努力と人間(的誠実)性を受け容れて呉れたフランスの文化的 *Générosité* に感謝の念は尽きない。

C. 日本語で書いたフランス憲法研究の反省

(後掲資料(2) リスト参照)

a. 原点(出発点) 再考

恩師宮沢俊義先生からは、時流に迎合せず、近代立憲主義の原点(古典、第一次資料)の基礎から「ロング・ラン」で研究すること、真の個人主義と自由主義として「複眼」的思考、平和憲法の理論と実践のあり方を教えられ、戦前には珍しかったフランス憲法研究の業績に学び、比較憲法学にひかれた。私の人生の決定的転換の原点は、一八歳の時、一九四五年の祖国の敗戦(原爆)、「神権天皇制」と「軍事大国」の破滅の現実(軍

事的・物的のみならず精神的崩壊)に直面し、それまでの徹底した軍人教育(陸軍幼年学校、士官学校五九期)の根本的な誤りを知り、この世界に、真の神ありや、日本国の正しい行く道ありや、を自由に学問的に徹底的に学び考え直し、真理を探索しそれを突きとめえたら、その為に生涯を捧げようという志を立てた事であった。旧制高知城東中学、一高、東大法学部とやり直し、宮沢先生のもとで憲法学を専攻するよう導かれ、北大に赴任し、フランスに留学した。その間、郷里土佐でフランス・アメリカ式の「自由民権運動」の流れ、中沢浩樹・矢内原忠雄を通して聖書と札幌起源のキリスト教平和主義に接し、東京で一高三年の時(一九四九年)浅野順一先生から洗礼を受けキリスト者となっていた。モンテスキュー(より少なくルソー)の原典を読み、フランス留学から帰り野田良之先生に師事し次第に心酔するようになったが、フランスでは一七八九年一七九三年の人権宣言に最も心打たれた。「資料(2)リスト」の7、12、17、40、41、42、43、45、46、47、48文獻は、未完成ながら一貫した意欲を示す。その際、私の *originalité* ありとすれば、それは、一七八九年人権宣言と一七九〇年平和宣言を一体的に考える視点であると言えようか。

しかし、その出発点のヒントは、J. ロックの *Federative*

power、および Mirkin-Quezévitch の *dispositions internationales* にある(R. G. p.167-168)。憲法(国内法)―国際法―超国家法―世界法の過渡期の理解、「自由の技術」(人権)と「平和の技術」(平和)の結合の傾向の発想を得た。

b. フランス第五共和制憲法の紹介と研究

一九五七―一九五九年にフランス政府の *Bourcier* として最初のフランス留学をした私は、第四共和制の末期と崩壊、第五共和制の成立の劇的大転換を直かに見た。5. は、その生々しい記録であり、基本的には正しい観察だったと思う(39)及び RDP 1984, RDP 1998. で反省)。まず、パリで(の恩師)パリ大法学部教授 G. Vedel 先生に師事出来たことは真に幸いであった。先生の事は、日本に居る時からその *Manuel élémentaire du droit constitutionnel* を読んで深く感動しこの先生こそフランス留学の師だと心に決めて居た。欧米(西)とソ連(東)の比較憲法史の世界的視野と自由と平和をモチーフとした「高次総合」の憲法学にフランスならではの独自の憲法学を見出した。一九五七年秋パントオンの法学部教授応接室で面接した時(助手の R. Goy 氏を紹介された)早速外国人留学生向けのフランス近代憲法思想史の特別講義を毎週一回やってあげようとおっしゃ

り、エスマン、デュギーと進んだ（二カ月位）。一週間前、質問表（しばしばエクセラシオンと誉めてくださった）を提出し、これに答えることを含めて五人（ギリシアの大学院生など）に理想的なゼミをやってくださった。日本に帰ったらこれを講義にすべきだと思ったが、未完に終わった（11、13、14）。Vedel 教授の学生の自由を尊重する講義からも決定的な影響を受けた。一九七四年ご来日時の講演訳19だけが残って居る。しかし、フランス語（資料（一））でのパリ第二大学での講義や著書2（また4論文）は、Vedel 先生なくして考えられなかったものである、また日本における私の若い研究者の研究指導、学生への憲法講義・演習、師弟や学友との付き合いに至るまで、自由に、徹するよう努めたことは、宮沢先生とヴェデル先生の薫陶によるものと思っている。

M. Duvergar の著書の翻訳は、一九五八年頃パリで直接強く示唆され引き受けたものであるが、日本に帰って樋口さんと一緒に一九六八年に仕上げた、50、いろいろ役に立ったが（一）2.（2）18）、16以来交流は余り続かなかった。

J. Robert が東京の日仏会館長として赴任して来た一九六六年に、早速北大法学部に講演に招いた。喜んで来て呉れ、親しい交友関係（定山溪温泉での裸の付き合い以来）が始まった。

その最初の記録が15（二三年後一九八九年日仏札幌シンポジウムに憲法院判事として在任中来て呉れた。43がその記録）である。明るい、着飾らぬ暖かい人柄、開かれた広い心、無類の明敏で精力的な秀才、簡潔・明快・的確な語り口、自由と平和と良識を愛するフランス人法学家・学者・教育者・大学行政実務家（パリ第二大学長）・外交官（日仏会館長）として、日本をこよなく愛して呉れて居る、日仏交流・協力の最も重要な要である。

実は、私と同世代の親友として最初のフランス人公法学教授は、一九五八年に知り合った **B. Jeanneau** である。この年の復活祭の休み（四月の二週間）を利用して、私はモーターバイク（時速二五キロ）でフランス全国旅行を敢行した。パリ・オルレアン・ロワールのシャトー巡り・アンジエ・ポワチエ・ボルドー・トゥールーズ・地中海・アヴィニョン・リオン・ディジョン・シャンパーニュ平原を西に下りパリに（日章旗とともに）凱旋と云うコースである。この途中で、予め一九五六年に公法教授資格国家試験合格者名と大学を調べ、一番から三番までの **Corail, Seurin**（以上ボルドー）、**Jeanneau**（四番が Robert だったが、アルジエ大学だったので、止めた）に手紙を出して会ってくれと頼んでおいたところ、ポワチエだけから親切な返事が来

たので、この街のレストランで昼食（ロゼ・ダンジューの紅色）を御馳走になり面談出来たのが、日仏若手教授との交友の事始めである。その後私は主としてパリで勉強したが、*Je ne vivie pas la France sans passer Poitiers*（講演、講義）であったと言える。その記念碑的記録が（1）7、であり、ジャンノー夫妻は、一九八四年に日本に来て呉れた。（2）35、36、37、が残って居る。実に善意の、柔和な、フランスの知識人らしい人間味豊かな教養人で、どちらかと云えば芸術家肌（モネーが好きで絵もかく、ボードレール風の天才的ひらめきも感ぜられる）の繊細の精神を持ち合わせながら、スケールの大きい実定法学者であり、「法の一般原則」「公務員法」など行政法の著書、憲法・政治制度、比較法など幅広い業績があり、良識と調和的人柄が広く信望を集め、ポワチエ大学法学部長・学長を勤め、後、パリ第二大学に移った。中村睦男教授の若き日のフランスでの恩師である。ロゼ・ダンジューの希望の色の取り持った私との最初の出会いから三五年の後に、中村教授を始め、吉田克巳・瀬川信久・白裕裕司・岡田信弘教授など（その他、保原喜志夫、坪井善明、村上裕章、巨理格教授ら）、優れた若いフランス公法・私法・政治学者たちが続々と熱心にこの交流の軌道を敷いて下さったお陰で、ポワチエ大学と北海道大学の法学部が姉妹

提携を結び研究・教育の交流・協力を続けるようになろうとは（下記D）、思いもよらぬ幸いであった。

R. Goy 兄は、最も早く知り（一九五七年）最も緊密に支援・協力して呉れたフランス人の（私より少し若い）親友である。アグレガシオンを取って後モンペリエ大学、次いで長くルアン大学の公法学教授として国際法・信教の自由・憲法・行政法などを講義され、学問的業績も多い。極めて温厚・物静かで敬虔なクリスチャン（熱心なプロテスタント）で、私と同信の友であり、日本に関心と愛を持ってくれ、深い信頼で結ばれた。ちなみに、**Robert** 夫妻もフランスでは珍しい熱心なプロテスタントであり、不思議な巡り合わせであった。フランスやアメリカでの交友関係において、キリスト教の信仰（新・旧を問わず）ないし理解を持つことで、知らず知らずのうちに（観察やセンスや思考や会話や行動に於いて）心が通い、信頼の念が生まれるところがあるように思われる。ゴワはフランスでの私の講演や講義の原稿に全部目を通して直して呉れたし、一九八一年には北大に来て共同研究を行い（その記録が、32）、主として「日本における立憲主義の諸問題」（1）の2.）のフランス文の言葉と内容にわたって訂正・助言して呉れた。真に有り難かった。

フランス公法研究において、論文にまとめられないが、関連する文献を広く公開し（「企業秘密」「お家（名人）芸」（隠すの）と逆に）、同学研究者の参考と協力に資する事を願って、「文献覚書」を中村教授と一緒に書いた時期がある。20、21、22、26、29、34、である。

第五共和制の全体像を本格的に共同研究しようと、ジャンノー、中木先生、坪井善明その他の憲法・行政・政治学研究者が勉強・討議を始めたが、アブチールしなかった。その序論として役に立つだろうと思いい39、を書いた。ちょうど、一九八四年に「フランス第五共和制二五年」の記念特集号（R. Fr. Sc. Politique, 1984）が出て居たので、非常に参考になり、反省・検討出来たのだが、皆忙しくて、ついに一冊の本に仕上がらなかったのは、残念かつ申し訳けなく思う。最近では、Les 40 ans de la Ve République (RDP, 1998) が、必須の基本的参考文献である。

c. なにがしかの新しい知見に寄与し得たかなと思われること

「フランス現代憲法学説史研究」は、フランス留学特に Vedel ゼミの成果を、学問的に徹底してやりたい（完遂すべきだ）と云う思い（「こういう地道な学術的研究を静かに落着い

て進めることが、私は大好きであったが）は、11、13、14で中断され、「幻」に終わった。一九六五年には、日仏法学会で第五共和制の憲法の総合的報告（当時の入手し得る全文献・資料に当たり、実際の見聞（2）5）に基づいて）を発表したが、「日仏法学」の原稿提出の催促がなかったため、記録は残っていない。当時、Vedel 先生から手紙を頂いて、政権（ドゴール）が余りにも憲法を無視する（一九六二年改憲手続きなどのことか）ので、憲法の講義に嫌気がさし行政法をやり出したといったことが書いてあったので「おや？」と思ったことだが（23・参照）、とにかく当時の憲法状況は流動的で分かりにくかった。それに加えて、日本では平和憲法の運命に係わる裁判事件（恵庭事件）が、札幌地裁に係続し（一九六三年三月）、私は学問的・（人間・市民の）信條的良心を問われ、賭けざるを得なくなったのである。この岐路に立って、私は自らの原点（上記c.a）の選択に従った。研究予定の大変更を迫られた訳であった（フランス近・現代憲法学説史研究は、高橋和之教授が本格的研究を進められたので、お任せする結果になった）。

(1) フランス高級官僚制について。

Bousier Technique (四〇歳まで) 試験に Administration gène-

「E.N.A.」があったので、これに合格して、一九六八年二度目の留学、E.N.A.の内(「参加的観察」50、インタビュー)と外(文献、諸大学生アンケート調査)から調査・研究して書いたのが18.である。R. Drago、特に(対立関係にある)B. Gourneyの教示を受けたが、Casier院長が「始めて見る研究だ、参考にいただきたい」と云っていた。このフランス独自の(文化的背景ある)制度(まねする国もある)に始めてメスを入れ、またかなり実証的に批判したが、全在学中総合成績二〇〇〇点満点でトップクラス二〇人位が一(〇・五)点差を争い、グラン・コール(国務院、財政監察院、会計検査院のインスピレーション官庁が権威と権力の頂点に位いするので)行きを争うシステムは、日本の大蔵省のプレステイジの比ではない。24.も参照。Enarchieという言葉もあり、フランス行政と政治権力構造の根本に係わる問題と言える。「学生の反乱」のこの年、当然ターゲットになって良いと思われたのに、牢固として変革の嵐に耐えているかに見えたのは不思議であった(フランス的特殊な文化の基盤が在るのか?)。なお、E.N.A.の学生の三分の一は革新的で、保革政権交代の行政権の担い手が居ることを知った)。

「タンス」の精神。

最初のパリ留学で(一九五七年)、根底的衝撃(「文化摩擦」)を受けたのは、カルナバレ歴史博物館で一七九三年人権宣言の原物のタブローの三五条の「レジスタンス」(革命)の精神に触れたときだった(日本では最大の罪とされた天皇に対する「反逆」が「大逆罪」とされたのに対し、フランス革命憲法では「Insurrection」が政府に対し「人権」を守る人民の「最も神圣な権利」であり「最も不可欠の義務」と刻まれていることであつた)。38.で、第二次大戦におけるフランスの対ナチス「レジスタンス」の思想・信念と行動を研究した(むしろ法学者には「ヴィシー体制」研究が多い)ことや、33.で「Jures」を研究したり、40.で一七八九年の人権宣言の起草過程におけるアメリカとフランスの「革命精神」としての「圧政に対するレジスタンス」の精神の共通性と相違を検討した所以である。M. Walineの「個人主義と法」(ナチス占領下の大学における学問的レジスタンス)や11.のケルセニアン、G. Héraudのテーズ(一九四三年)のフランス的特質を探ろうとしたのも、そういう問題関心による。フランス法学者の魂(R. Cassinが凝縮、後述)に触れた。

(2) フランス法の基底に存するフランス人の「レジス

(3) 人類史とフランス憲法史、国際法、ヨーロッパ法に

おける人権と平和の結合の大河の動向の視座と展望

近代市民革命の典型と言えるフランス革命の普遍的憲法原則の「人権宣言」と「平和宣言」を一体として発展的に捕らえる視座は、私の研究の原点に在ったものであり、これは「当たり前」だった（核心を射ていた）と言えようか。「人権」「平和」「宣言」の制定過程の（準）第一次資料といえる Archives Parlementaires を探索しながらフランス人法学者が見逃した革命議会の議員の重要な発言を発掘できたりした（p. ex. 宮沢古稀、一頁。AP. XV. p. 543）。このような見方は、敗戦（原爆）の日本国民的経験から云つても、「戦争放棄と軍備撤廃の（人類）法思想的的研究」（この長大な論文は、一九六八―七〇年の「北大紛争」の暴力的衝突・対決の間に座り込みで割って入り（今様予防的 p. 20.（流血回避）し）ながら書き上げた、私なりの「学生の実力的反乱」に対する「大学人の（非暴力）学問的解答」のつもりである）から考え直してみても、フランス革命の理念と実態から再検討（28・27・44.）しても、またフランスの平和思想と革命の平和原則を大きく発展させたカントの法哲学（27.）に照らしても、そして「恵庭事件」「長沼事件」の平和憲法訴訟が人権訴訟にほかならない裁判事件の経験からし

ても、基本的に正しい視点のように思われた。人権と平和を一体的に考えるこの憲法・国際法・超国家法の近代・現代・将来の立憲民主平和主義の、進化と弁証法的発展の比較憲法学・ヨーロッパ法学（30・31.）・二世紀の人類・地球・世界の法学の視野と総合的展望は持つべきではないか（R. G. p. 173-174）、と感じている。二〇世紀の、第一次・第二次世界大戦を、普遍的な人権の闘士として生き、「レジスタンス」を戦いぬいて来たフランスの法学者 R. Cassin の「平和的生存権」の思想は極めて心強い証言（『恒久世界平和の為に―日本国憲法からの提言』一〇六九ページ原文引用）である。

D. 二つの永続的組織の誕生と発展

一つは、ポワチエ大学法・社会科学部と北大法学部との姉妹提携（一九九三年）による日仏法・政治学、地方大学の研究教育及び教授・若手研究者・大学院生の人的交流・協力関係が組織化（制度化）され（研究文献や機関誌（日本語論文は要旨の欧文訳付き）の交換、ポワチエ大学図書館には日本文化・美術五〇巻の保管在り。北大法学部には、札幌日仏研究センター（C. E. F. J. A. S. 寄贈）文庫の日仏文献・資料の利用が可能）、

資料 規則的・永続的・友好的・ダイナミックに軌道に乗ったかに思われることである。もつとも、この制度（M. オーリーウ「制度の理論」）やG. ビュルドーのいう「esprit d'entreprise (oeuvre）」ないし「idée de droit」の発想が活力の源泉）も使い方次第であらう。

二つは、札幌日仏協会の発足（一九八九年）と活躍である（坪井善明・大平具彦事務局長と共に創成期の一〇年間理事長を務めた、会員五五〇名）。47. のフランス革命二〇〇年記念（43. 参照）のシンポジウムを六年間続ける（一九八九—一九九四年）ことができたのも、この協会のお陰であり（47. 49 参照）、日仏の全ての協力者に心から感謝している。

E. 現代世界の諸憲法の中でJ.E. フランス憲法の変貌について考えること

〔資料 Rapport General〕より

「立憲主義の五〇年、一九四五年から一九九五年までの現実と展望」と云う二〇世紀を総括するにふさわしい巨大テーマで一九九五年九月AADCの第四回世界大会を東京でもったことは有意義であった。その第四部会で「世界における諸憲法と国家

間の平和」と云う大きく困難なテーマの総括報告を引き受けるよう樋口さんから強い要請があつて、迷いながらも（ちようど一九九三—一九九七年の間に「世界平和貢献策の憲法学的・学際的研究」の全国的共同研究をお世話し始めたばかりであつたし、非力な私より他に適当な方がいっしやるのではないかと思つたが、AADCのことも多少知つていたので、この重責をお受けした。一年弱の準備には苦勞したが、ダコスタ教授のプロジェに部分的修正（「平和的生存権」など）を加え、R.D.を準備した（日本国憲法の平和主義に重点を置くことも許されようし、出来るだけ詳細な基礎資料として長くても文書を作成して置き、それに基づいて口頭二〇分位の報告をする作戦で進めた）。その項目の中に、「La paix par la coopération」が在り、そういう世界的視野の中でC.E.とフランス憲法を考えたし、それは従来我が国の平和憲法学（世論）に欠けていた視（旨）点ではなかつたかと思つた。

a. 憲法の多義的平和概念のネガチブ及びポジチブなアプローチ

T. SteinのR.N.の云うドイツ基本法第二六条の「戦争の不在」と云う意味の「ネガチブ・ピース」と第二四条の「協力及

びその他の建設的手段による「ポジチブ・ピース」の区別が参考になる。さらに、J. Galting の社会学的な「民衆の構造的暴力からの解放」(消極的に「戦争が無い」だけではない)と云う意味での「ポジチブ・ピース」及び A. Casese が日本国憲法第九条冒頭句「正義」にこの意味での「ポジチブ・ピース」を法学的に理解しているアプローチを、活用することができる (p. 154-155)。

U. E は、戦争を無くするための「協力」による壮大な「ポジチブ・ピース」の実験と言えようが、「軍縮」や「構造的暴力からの解放」の構想も含んでいなくてはならない。「軍備撤廃による平和」までは考えていないように思われる。日本国憲法が「戦争の放棄・戦力の撤廃」の理念(原則)にまで徹底しながら (C. E) には欠けている点、その理念の実現を国際的「協力による平和」のポジチブ・積極的な努力に向けてこなかった盲点が明らかになった。

b. 国家主権の尊重か制限(委譲)か

現代世界の国際社会においては、国家主権はもはや絶対的なものではないが、諸憲法を概観しただけで、国家主権にほとんど絶対的な尊重を要求するもの(「途上国型」と、それに制限

を加える必要性を認めるもの(「発展した国々型」と)、大別される。フランス憲法史の観点からは、「征服(侵略)戦争の放棄」の近代憲法原則(対外主権の制限)の伝統を確認し、その現代国際法原則(不戦条約、国連憲章)化を踏まえた「侵略戦争違法化の国際平和の『組織と擁護に必要な国家主権の制限に、相互性の留保のもとに、同意する』と一九四六年憲法前文一四—一五項(「平和主義精神」(Th. Renoux))を宣示し、

ヨーロッパの諸国が再び相互殺戮・破壊の戦争の愚を繰り返さぬ不戦の憲法原則を打ち出したものと解される。それは、Monet のイデーがたちまちかつ着実に政治家・官僚・財界・労働界の壁と国境を越えて実現されて来た漸進的ヨーロッパ統合に向かう歩み (CECA, EURATOM, CEE, CE, UE) の五〇年の長く、試行錯誤と苦難に満ちた、国際協力の歩みであった。

この壮大な実験の精神と思想と経験は、ヨーロッパを越えて世界の他の国際地域に開かれて拡がりうる「核・宇宙時代」の世界平和秩序の建設に寄与し得るものであるか。特に、国家主権の擁護を強調する憲法をもつ(多元的)国々の多い東アジア・太平洋地域と日本(突出した平和主義憲法理念と複雑な歴史と実態をもつ)にとつて、十分検討を要するところである。

(1) 途上国型シンガポール憲法(一九六三)を例に揚げてお

いたが、同国は今や *Nies* の一國であり、また、ASEAN や ARES の在り方、北東太平洋地域を総合する国際地域的システムの多辺国間構想が求められている。故高柳先夫教授は、共同研究において、ヨーロッパの厳格な機構型に対して東アジア・太平洋地域については、ゆるやかな状況型が適しており、U.E. の大國主導型に対して、諸小國主導型を支援する方式が良いのではないかと語っておられた。

(2) ヨーロッパの發達した國々の例としての憲法を比較して、フランス憲法の先導性が目立つが、(西)ドイツ基本法の国際協調性も注目される (*R. G.*, p. 156-158)。遅れて加盟したポルトガルの憲法(一九七四年の「カーネーション革命」により植民地主義軍事的独裁制を廃棄し一九七六年憲法制定) 第七条は人民自決権、独立、植民地主義と帝國主義に対する人民の反乱の権利を(圧制に対する抵抗権として)認め、軍縮と集团的安ん保障の確立、ヨーロッパ統合への積極的協力の「國際關係」原則を規定している (*de Castro* 報告, p. 157)。不文憲法国イギリス、永世中立国オーストリア、フィンランド、スウェーデンを加え現在 U.E. は一五カ國であるが、それぞれの憲法からみて加盟、適応の手續きと実態は異なり動態的検討を要する (*de Castro*, note (114))。

U.E. は、協力による世界平和の組織化のため開かれていくか、閉ざされていくか。

掘り下げた厳密な検討を要するが、フランス(肝心のナショナル・レポートが提出されず困った。地中海民族の気まぐれか?) が、*D. Belliat* 講演(ボワチエから北大へ、(五月)で救われた)とドイツ(*T. Stein* 報告が模範的実直さ)のケースに限った。私のレポートは到底充分ではありえなかった。

(1) フランスについては、*J.-L. Quermone* が、*L'adaptation de l'Etat à l'intégration européenne*, RDP, no. spec. 1998, p. 1405-1420, で概観して居る。ケルモンヌは、「平和の組織化」とは「当初、国連憲章を考えていた」としているが、実際は、まずフランス・ドイツそしてヨーロッパの組織化に向かった。このヨーロッパ統合が、米ソに対抗する意味合いをもったことは確かであるが、U.E. が世界平和の組織化に平和的に移行する開かれた統合となるか否かの問題があることを、*D. Belliat* 講演から示唆された。当時(一九九五年九月二十九日、中大) *L'Europe* 講演が「超憲法的条約」としてのヨーロッパ法とヨーロッパ人權条約を強調して居た事に私が注目した理由の一つである(なお、同講演にたいし清水睦教授が、我が国においては条約に対し憲法優位であることを明言された。私も同意見であ

るが、現憲法前文は「全世界の国民の平和的生存権」の超憲法的効力を宣示しており、「核・宇宙時代」の核戦争その他による人類・地球・世界の絶滅によるその破壊を断固否認する自然法（超実定憲法・条約的規範）を含む（その侵犯は無効であり、人類の抵抗権が発生する）と解して居る）。

(2) ドイツについては、T. Stein 教授のレポートによつた（ドイツの多数説の見解と言えようか（集团的自衛権と集団安全保障権の区別不明）。基本法二四条がヨーロッパ統合を旨指して居ることに積極的な見解）。乞う、討論。

v. Liberté, Égalité, Fraternité, Paix のフランス憲法理念と文化に「魅せられし魂」

―五〇年の日仏の法と文化の交流と協力の跡を顧みて―
―成果と限界と希望

Fraternité の觀念に、最近私は関心を引かれて居る。Robert も最近メンションして居るが（「日仏法学」1999、中講演）、M. Borgetto, La notion de fraternité en droit public français, 1993. を読んで、目が開かれた思いである。「友愛」とは、フランス革命の自由・平等を擁護する人々（国内でも国外でも）にとつての友愛であり、反革命の人々は敵だと云う現実が在った。

「普遍的人權の擁護」どころではない厳しい現実の矛盾が問題であり、革命フランス国民 (Nation) として「祖国 (Patrie)」が「自由・平等」を防衛した。「友愛」と「ナシオン」ないし「パトリオティスム」との一体性の問題が一九世紀（我が国の「土佐自由民権」論の天賦人權論が「國權」論に呑み込まれていった弱さにかかわる。(1) 13. 参照)・二〇世紀（国際的人權保障、超国際機構の登場など。(2) 47. 88 頁の反省）を通じて、特に C. E. との関連で真正面から問題をなってくる。Paix との関連において根本的な再検討を要するところである。ただ、R. G. では、全体をまとめるために、「一七八九年人權宣言」第一条の「Le but de toute association politique...」の原点を想起し

（「universalisme des droits fondamentaux et progrès du droit」論 (Y. Madiot) に励まされ）、「目的（である平和的生存權保全）の実現にふさわしい平和的手段」の論理 (J. Martin) で、日本國憲法の「核時代の平和を先取りした立憲民主平和主義」の論旨に従って強く割り切らざるを得なかった。野田法哲学（「Protocrois」R.G.p. 166）に基づいて、近代・現代・将来の立憲平和主義の在り方を展望して纏めようとしたが、もとより論究（証）不足は私自身が一番感じて居たが、それは、言うまでもなく私の非力によるものだが、我が國の五〇年の「平和憲法

学」の成果と弱点をあらわしたものと云えるのかもしれない。これを踏み越えて若い世代が二一世紀に向けて「核・宇宙時代の平和憲法学」をますます発展させてくださると信じたい。フランス憲法学、比較法学、C.E.の理論と実績の教示と示唆は絶好の宝の山と思う。

タイミング良く、世界大会後も我が国で全国的共同学際研究が進み、(第一線の多彩な三四名の学者の執筆により)一九九八年五月三日「恒久世界平和のためにー日本国憲法からの提言」が出版(日英語)され、「平和的生存権」を中軸とする平和憲法原則が新しい世紀に「反軍事大国主義・反覇権主義」の国際政策として国際政治の現実において実現可能であり、国際連合が近年採用した「人間の安全保障」原則に合致(武者小路公秀)するゆえに、「布憲論」ないし「平和憲法的ガイドライン」として世界に発信した。決して「完全」なものではなく、乗り越えていけるべき土台であるが、フランスやヨーロッパ連合の英知も協力できるであろう(若い皆さんの麒麟に付して、私も体力の許す限り二〇〇一―二二年に「布憲」論の精神で)世界平和研究旅行を行い、北海道平和共同研究会と共に「日本の北のフロンティア」に世界平和研究・教育の最前線の一つの拠点を築く為にお役に立てればと願って居る)。その二一世紀に向け

てのマキシムをラテン語訳にまとめて結論とした。「Si vis pacem, para pacem et cole jus vivendi in pace」(汝平和を欲すれば、平和に備え、平和的生存権を培え)。私は、二〇世紀の戦争と平和の五〇年間に、W.S.クラークの遺した「大志を抱」(大島正健訳)いて研究・教育に励んで来たが、その成果のあまりにも乏しく限界に囲まれ、夕暮に迫られて居る。ただ、「小さく細い」一筋の道を辿ってこまで来れた、そして世界に向かって「平和的生存権」の「布憲」論を唱えるに至ったのだから、命有る限りこの学問的良心の正道を一步一歩進みたい。そこに新しい五〇年(二〇〇年、一〇〇〇年)を拓き開き築く「真理の光」が宿る以上、若い優れた研究者たちが「志」を継ぎ発展させて呉れるに違いない。「平和憲法」の恒久平和の理念は永遠に生きるーと云う「希望の光」をもつことができ

資料(一)

Cinquante Ans de l'Échange et la Coopération

Franco-Japonais Juridiques et Culturels

1. La paix par la coopération-1' État et les organisations internationa-

- les et supranationales, “Constitutions et paix entre les États”, in Cinquante ans de constitutionnalisme-Réalité et perspectives (1945-1995), A.I.D.C., Quatrième Congrès mondial (Tokyo), PIFF, 1999, p.89-176, notamment p.154-165.
2. Le constitutionnalisme et ses problèmes au Japon, une approche comparative, avec Y.HIGUCHI, préface J.ROBERT, P.U.F., 1984, 370 p. (Compréhension culturelle mutuelle, Tradition, Paix, Droits de l’homme, Démocratie, Administration, Justice, Avenir).
 3. Le fonctionnement de la Constitution japonaise de 1946, R.I.D.C., 1959, no.4.
 4. Théorie et réalités de la formule constitutionnelle japonaise de renonciation à la guerre, R.D.P., 1963, no.6.
 5. La récente évolution du régime parlementaire japonais, R.D.P., 1969, no.3.
 6. De quelques aspects particuliers et universels de la paix constitutionnelle japonaise, R.I.D.C., 1978, no.4.
 7. Héritage et actualité de l’ancienne culture institutionnelle japonaise- À propos de la Charte de dix-sept articles du Prince-dauphin Shôtoku, R.I.D.C., 1985, no.4.
 8. La définition constitutionnelle des droits et des libertés, Rapport japonais, IIème Congrès mondial de A.I.D.C., Paris, Aix-en-Provence, 1987.
 9. Les grands choix politiques et administratifs de l’État, Le droit constitutionnel japonais, IIème Journées Juridiques Franco-Japonaises, Tokyo, 1988.
 10. Les deux problèmes constitutionnels japonais-La tradition et la paix, Rev. de la Recherche Juridique, Droit Prospectif, 1990-3.
 11. Le constitutionnalisme pacifiste japonais 50 ans après sa mise en oeuvre, Mélanges Jacques ROBERT, Montchrestien, 1998.
 12. La liberté religieuse dans la démocratie libérale et pacifique selon la Constitution japonaise de 1946, Mélanges Raymod GOY, U.Rouen, 1998.
 13. Mouvement libéral-démocratique à la franco-américaine de l’époque de Meiji dans l’évolution du constitutionnalisme au Japon moderne, Mélanges Yves MADIOT, 2000, sous presse.
 14. Etudes de droit japonais (ouvrage collectif), C.F.D.C., 1989.

資料 (2)

日仏憲法学・文化の交流と協力に努めた五〇年 (日本語文献)

1. 戦後五〇年の世界の「諸憲法と国際平和」の新たな展望
(国際憲法学会第四回) 世界大会と「憲法と平和」部会
の意義(1)-(7)とくに(6)、法律時報、一九九六年
一一八月、とくに七月号「協力による平和」―国家と国
際的・超国家的組織。
2. 『恒久世界平和のために―日本憲法からの提言』深瀬忠一、
樋口陽一、杉原泰雄、浦田賢治編、一九九八年、一一三六頁。
3. フランスと平和憲法とともに生きた四五年―北海道大学法
学部最終講義とコメント、杉原泰雄、浦田賢治、樋口陽一、
中村睦男、笹川紀勝編、『平和と国際協調の憲法学』一九
九〇年。
4. フランス憲法史における条約と国内法(1)(2)(3)
(未完)、北大法学論集、一九五六―一九五七。
5. フランス第五共和制憲法の成立とその基本構造、ジュリス
ト一九四号、一九六〇。
6. フランスの議院と条約修正権、ジュリスト一九九号、一九
六〇。
7. バンジャマン・コンスタンの中立権の理論、北法一〇巻、
一九六〇。
8. フランスの憲法審査院―その性格と実績、ジュリスト二四
四、一九六二。
9. フランスにおける立法課程に関する文献―ビュフラン氏の
解説を中心に、北法、一三巻一号、一九六二。
10. 立法過程の研究―フランス、比較法研究二三号、一九六二。
11. G. エロー教授の法理論の特質、北法、一四巻二号、一九
六三。
12. 一七八九年人権宣言研究序説(1)(2)、北法一四巻三・
四号、一五巻一号一九六四。
13. A. エスマンの憲法学―フランス現代憲法法学の形成(1)、
北法、一五巻二号一九六四。
14. L. デュギーの行政法論と福祉国家(a)(b)―フラン
ス現代憲法法学の形成(2)、北法、一六巻二・三、四号、
一九六五―一九六六。
15. フランスにおける政治生活、J. ロベール講演、北法一七
巻三号、一九六七。
16. M. デュヴェルジェ教授とJ. ロベール教授を迎えて、北
法同号、一九六七。
17. 一七八九年人権宣言研究序説(3)、北法、一八巻三号、
一九六八。
18. フランス高級官僚養成の制度と実態、石崎政一郎先生古稀

- 『現代ヨーロッパ法の動向』一九六八。
19. G. ヴデル、議院制と大統領制の間のフランス第五共和制、ジュリスト五五七号、一九七四。
20. フランス公法最近文献見え書き(共著)、北法二二五巻四号、一九七五。
21. 同、二六巻四号、一九七六。
22. 同、二八巻二号、一九七七。
23. フランスにおける「行政法の憲法的基礎」をめぐる論争について(1)、北法二七巻三・四号、一九七七。
24. フランスにおけるگران・コールとしての国務院の一考察(1)、北法二八巻二号、一九七七。
25. 「議会における立法過程」編・代表(フランスは中村睦男)、比較法研究四〇、一九七八(単行本『議会における立法過程の比較法的研究』一九八二出版)
26. フランスの最近の公法学の教育および研究、文献見え書き(一九七七―七八)(共著)、北法二九巻二号、一九七八。
27. カントの平和の法思想について―フランス革命の憲法原則との関連の検討、北法二九巻三・四号、一九七九。
28. フランス―征服戦争放棄と平和(九条の比較憲法的検討)、法律時報五一巻六号一九七九。
29. フランス公法最近文献見え書き(一九七八―一九七九)(共著)、北法三〇巻四号一九八〇。
30. ヨーロッパ共同体議会の憲法的・国際法的側面の一考察、今村成和教授退官記念『公法と経済法の諸問題・上』一九八一。
31. ヨーロッパ共同体裁判所の国際法的・憲法的側面の一考察、北法三一巻三・四号下(小山教授退官記念)、一九八一。
32. フランスにおける車と航空機の騒音に対する法、R. ゴワ教授講演、北法三二巻一号、一九八一。
33. ジャン・ジョレスの平和の法思想と生―「新国軍論」をめぐって、野田良之先生古稀記念『東西法文化の比較と交流』一九八三。
34. フランス公法最近事情および文献見え書き(一九八〇―一九八三)(共著)、北法三四巻三・四号、一九八四。
35. フランス第五共和制における憲法的・政治的变化―とくに一九八一年ミッテラン政権以後に付いて―B・ジャンノー教授講演、ジュリスト八二七号、一九八四。
36. フランソワ・ミッテラン大統領の外交及び防衛政策、補注、フランス第五共和制の政治体制における大統領主義的な偏向、B・ジャンノー教授講演、北法三五巻五号一九八五。

37. フランス社会主義の経験と行政大改革、B・ジャンノー教授講演、日仏法学一三号一九八四。
38. フランスの「レジスタンス」の意義と思想についての一考察、(名古屋大学) 法政論集一〇九号、長谷川正安教授退官記念、一九八六。
39. フランス第五共和制憲法の多角的・総合的検討について、北法三六卷五・六号一九八六。
40. フランス革命の人権宣言をめぐるラファイエットとジェファーソン、和田英夫教授古稀記念『戦後憲法学の展開』一九八八。
41. フランス人権宣言二〇〇年記念・憲法院主催シンポジウム、ジュリスト九三八号、一九八九。
42. 一七八九年人権宣言研究序説(4)、北法四〇卷一号、一九八九。
43. 『フランス革命二〇〇年記念・人権宣言と日本』深瀬忠一、樋口陽一、吉田克巳編、一九九〇。
44. フランス革命における戦争と平和の一断面―バルナーブとロペス・ピエールの平和・反戦論の今日的意義、小林直樹先生古稀記念『憲法学の展望』一九九一年。
45. フランス人権宣言の所有権の保障について―その文法的・歴史的・今日的意義、北星論集(経済)第二九号、一九九二年。
46. 辻村みよ子、『人権宣言の「普遍性」と「歴史性」(書評)、思想一九九三年九月号。
47. 札幌日仏協会編『フランス革命の光と闇』一九九七年。
48. フランス人権宣言の「最高存在」と信教の自由について、山口俊夫先生古稀記念『現代ヨーロッパ法の展望』、一九九八年。
49. 札幌日仏協会創成期の一〇年(一九八九―一九九九)の回顧と展望、札幌日仏協会会報、三〇号、一九九九年。
50. M. デュヴェルジェ著、深瀬忠一・樋口陽一共訳、『社会科学の諸方法』一九六八年。
- 付記 本稿は、二〇〇〇年八月五日、北大法学部で開かれた共同研究「欧州統合の下でのフランス憲法構造の変容の研究」(日本学術振興会平成二二年度科学研究補助金基盤研究B・研究代表者中村陸男)の会合で行われた特別報告「フランス憲法・文化との交流・協力に努めた五〇年」に若干の加筆修正を加えたものである。本研究会は、フランス憲法の専門家である全国一五大学からのメンバーで構成されている。執筆者の深瀬忠一

北大名誉教授は、戦後の早い時期からフランス憲法研究および日仏学術交流に取り組まれてきた先達で、その業績の足跡は、座談会「深瀬忠一教授を囲んで」本誌四〇巻五〥六号・II一三九七頁以下に記されているが、本稿は、これを補完するものである。

(中村記)